

「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及び
これに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が施行されたことに伴う
特定非営利活動促進法の適用措置について

平成 23 年 3 月 31 日
内閣府大臣官房市民活動促進課

東北地方太平洋沖地震において被災された方々には心からお見舞いを申し上げます。

このたび東北地方太平洋沖地震発生を受け、平成 23 年 3 月 13 日に「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（以下、政令、別紙 2 参照）」が公布・施行されました。

特定非営利活動促進法（以下、促進法）についても、本政令第 4 条に該当する規定に基づき、当面の間の対応として政令を適用措置することで、「特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務であって、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかつたものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。）が問わされることを猶予（（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律 第 4 条第 1 項）、別紙 3 参照）」し、促進法のいずれの該当規定による義務（別紙 1 参照）も、今回の地震により履行期間が到来するまでに履行されなかつたものについては、平成 23 年 6 月 30 日まで免責することと致しました。

促進法の該当規定は下記のとおりですのでよろしくお願ひいたします。

記

- ①特定非営利活動促進法 第 7 条第 1 項
- ②特定非営利活動促進法 第 23 条第 1 項
- ③特定非営利活動促進法 第 25 条第 6 項
- ④特定非営利活動促進法 第 28 条第 1 項
- ⑤特定非営利活動促進法 第 29 条第 1 項
- ⑥特定非営利活動促進法 第 31 条の 3 第 2 項
- ⑦特定非営利活動促進法 第 31 条の 10 第 1 項
- ⑧特定非営利活動促進法 第 31 条の 12 第 1 項
- ⑨特定非営利活動促進法 第 35 条第 1 項及び第 2 項

【問い合わせ先】

内閣府大臣官房市民活動促進課（担当者：池田）

〒100-8970 東京都千代田区霞が関 3-1-1 TEL : 03-5253-2111（代表）

(別紙1)

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（抄）

(登記)

第七条 特定非営利活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

(以下略)

(役員の変更等の届出)

第二十三条 特定非営利活動法人は、その役員の氏名又は住所若しくは居所に変更があったときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(以下略)

(定款の変更)

第二十五条 (略)

2～5 (略)

6 特定非営利活動法人は、軽微な事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(事業報告書等の備置き等及び閲覧)

第二十八条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、内閣府令で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書（次項、次条及び第四十三条第一項において「事業報告書等」という。）並びに役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）並びに社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（次項、次条及び第四十三条第一項において「役員名簿等」という。）を作成し、これらを、翌々事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない。

(事業報告書等の提出及び公開)

第二十九条 特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等、役員名簿等及び定款等（その記載事項に変更があった定款並びに当該変更に係る認証及び登記に関する書類の写しに限る。）を所轄庁に提出しなければならない。

(以下略)

(特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

第三十一条の三 (略)

2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(債権の申出の催告等)

第三十一条の十 清算人は、その就任の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

(以下略)

(債権の申出の催告等)

第三十一条の十二 清算中に特定非営利法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2～4 (以下略)

(合併手続)

第三十五条 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下回ってはならない。

第四章 罰則

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第七条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠ったとき。
- 二 (略)
- 三 第二十三条第一項又は第二十五条第六項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第二十八条第一項の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 五 第二十九条第一項の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。
- 六 第三十一条の三第二項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき。
- 七 第三十一条の十第一項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。
- 八 第三十五条第一項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 九 第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定に違反したとき。
- 十 (略)

(号外)
独立行政法人国立印刷局本号で公布された
法令のあらまし

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年三月十三日

内閣総理大臣 菅直人

(内閣府本府)

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害

を特定非常災害として指定することとした。

当該特定非常災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

△平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(政令第一九号)

平成二十三年三月十三日

目次

政令第十九号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

○平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(政令第一九号)

及びこれに対し適用すべき措置の指

定に関する政令(一九)

1 平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害

を特定非常災害として指定することとした。

当該特定非常災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

△行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置

(一) 期限内に履行されなかつた義務に係る免責

(二) に関する措置

(三) 債務超過を理由とする法人の破産手続開始

の決定の特例に関する措置

この政令は、公布の日から施行することとした。

第一条 特定非常災害の被災者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項の特定非常災害として平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害を指定し、同年三月十一日を同項の特定非常災害発生日として定める。

(特定非常災害に対し適用すべき措置の指定)

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第三条から第五条までに規定する措置を指定する。

(特定非常災害の指定)

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、平成二十三年八月三十一日とする。

(免責期限)

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、平成二十三年六月三十日とする。

(法第五条第一項の政令で定める日)

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、平成二十五年三月十日とする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 菅直人
総務大臣 片山善博
法務大臣 江田五月

(別紙2-2)

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての
特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

平成二十三年三月一三日施行

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項並びに第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

(特定非常災害の指定)

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害を指定し、同年三月十一日を同項の特定非常災害発生日として定める。

(特定非常災害に対し適用すべき措置の指定)

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第三条から第五条までに規定する措置を指定する。

(延長期日)

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、平成二十三年八月三十一日とする。

(免責期限)

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、平成二十三年六月三十日とする。

(法第五条第一項の政令で定める日)

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、平成二十五年三月十日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

(別紙3)

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律
(抄)

(平成八年六月十四日法律第八十五号)

最終改正：平成一一年一二月二二日法律第一六〇号

(期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置)

- 第四条 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務
(以下「特定義務」という。) であって、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任
(過料に係るものも含む。以下単に「責任」という。) が問われることを猶予する必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行についての免責に係る期限(以下「免責期限」という。)を定めることができる。
- 2 免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履行されなかつたことについて、責任は問われないものとする。
- 3 免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期限が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、政令で、特定義務の根拠となる法令の条項ごとに、新たに、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。前項の規定は、この場合について準用する。
- 4 前三項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得ない事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかつた場合について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。